

## 告 示

### 埼玉県告示第八百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年七月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤ南栗橋店

埼玉県久喜市南栗橋四丁目五番十号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社マルヤ 代表取締役 乾祐哉

埼玉県春日部市小渕二百四十三番地

（変更後） 株式会社マルヤ 代表取締役 竹下徹郎

埼玉県春日部市小渕二百四十三番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社マルヤ 代表取締役 乾祐哉

埼玉県春日部市小渕二百四十三番地

（変更後） 株式会社マルヤ 代表取締役 竹下徹郎

埼玉県春日部市小渕二百四十三番地

#### ハ 変更年月日

平成二十六年十二月一日

#### ニ 届出年月日

令和二年七月三日

#### 二 縦覧期間

令和二年七月二十一日から令和二年十一月二十一日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年七月二十一日から令和二年十一月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課